

# 「第13回烏山地域蘆花まつり」歌うま選手権審査要領

令和7年6月25日

## 第1 目的

「第13回烏山地域蘆花まつり」歌うま選手権は、「第13回烏山地域蘆花まつり」歌うま選手権審査委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第2条に定める事項を実施するために必要な要領を定め、その審査を公平かつ適切に実施を図ることを目的とする。

## 第2 審査

審査員は、審査に当たり次の事項を遵守するものとする。

- (1) 公平で客観的な審査を行うこと。
- (2) 自己の判断で審査を行うこと。
- (3) 審査員相互間で情報の交換をしないこと。
- (4) 審査情報の秘密を漏らさないこと。

## 第3 審査方法

「第13回烏山地域蘆花まつり」歌うま選手権予選審査の上位10名程度の参加者に対し、本選を行う。

### (1) 予選会

予選会参加者のうち、カラオケ精密機器及び審査員による採点で上位10名程度を選抜する。

### (2) 本選

予選上位10名程度を招請し、「審査判定票」を基に本選の審査を行う。

### (3) 本選審査基準

カラオケ精密機器を用いた歌唱力採点判定と併せ、カラオケ精密機器では判定ができない声質・迫力・表現（パフォーマンス）等を10段回で評価を行い、総合的に審査する。なお、同点の場合は審査委員の間で協議して決定する。

## 第4 予選結果の通知

予選審査の結果については、参加者へ速やかに知らせなければならない。

## 第5 庶務

審査に係る庶務は、烏山総合支所地域振興課において処理する。

## 附 則

- 1 この要領は、令和7年6月25日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年10月26日をもって廃止する。